

南山大学附属小学校いじめ防止基本方針

2017年4月

南山大学附属小学校

【目次】

はじめに

1. いじめ防止対策の基本的な方向に関する事項

1. 1. いじめの定義

1. 2. いじめに対する理解

1. 3. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

(2) いじめの早期発見

(3) いじめに対する対応および連携

2. いじめ防止対策の内容に関する事項

2. 1. 学校におけるいじめ防止対策の組織

(1) いじめ防止対策会議

ア) 構成員 イ) 活動内容

(2) いじめ調査・指導部会

ア) 構成員 イ) 活動内容

2. 2. いじめの防止等に関する措置

2. 2. 1. いじめの未然防止

(1) 児童が主体となつてつくる活動

ア) あいさつ運動および異学年交流 イ) 学年交流およびクラス交流

(2) 教師が主体となつてつくる活動

ア) 日常的授業参観および授業研究会 イ) 教育相談活動

ウ) 宗教教育における道徳教育および人権教育 エ) 保護者との連携

2. 2. 2. いじめの早期発見

(1) 教師が主体となる活動

ア) 徴候に関する知識の共有 イ) 定期アンケートの実施

ウ) 教育相談週間の設定 エ) いじめ調査・指導部会

オ) 情報の引き継ぎ

2. 2. 3. いじめ発生時の対応の流れ

(1) 基本方針

(2) 対応の流れ

ア) 即時対応 イ) 相談や訴えに対する対応・報告

ウ) いじめ調査・指導部会 エ) いじめ防止対策会議

2. 2. 4. いじめに関する調査・支援・指導の実際

(1) 調査

ア) 方法 イ) 対象 ウ) 報告

(2) いじめられた児童・保護者への支援

ア) 事実関係の報告 イ) 安心・安全の確保

(3) いじめた児童・保護者への支援と指導

<p>ア) 事実関係の報告 イ) 支援・指導 ウ) 保護者との面談 エ) 出席停止および懲戒</p> <p>(4) いじめが起きた集団への指導 (5) 関係機関への報告 (6) 継続指導</p> <p>2. 2. 5. インターネットを通じて行われるいじめへの対応 (1) インターネット上の不適切な書き込みへの対応 (2) 情報モラル教育の推進</p> <p>3. 重大事態への対応 (1) 重大事態発生時に調査を行う組織 (2) 重大事態の報告 ア) 愛知県私学振興室への報告 イ) 調査報告書の提出</p> <p>4. その他の留意事項 (1) 基本方針の公開および見直し (2) 基本方針の見直しと改善 (3) 校内研修の充実 ア) 共通理解 イ) 校長による研修 ウ) 専門家による研修 (4) 保護者との連携 (5) 地域との連携 (6) 関係機関との連携 ア) 私学振興室 イ) 警察 ウ) 児童相談所 エ) 南山大学保健室 (7) 学校評価と教員評価 (8) 校務の効率化</p>	
--	--

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利および基本的人権を著しく侵害し、児童の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

南山学園が共通して掲げる教育のモットー「人間の尊厳のために」（「かけがえのないあなたと私のために」）に照らしても、人間の尊厳を侵害する「いじめ」は断じて許されません。

学園の教育のモットー「人間の尊厳のために」の根幹には、人は誰もが、神の似姿として（神に似た者として）創造されているがゆえに、生命誕生の瞬間からその存在自体に厳かさや神聖性が宿っており、かつこれを皆が等しく分かち合っている、というキリスト教の普遍的理解があります。他方で人間は、それぞれの時代・社会・文化の中で、互いに傷付け合うことで、自ら互いの尊厳を脅かしてきたことも事実です。この状況を乗り越え、「人間の尊厳のために」働くことのできる人、人間の尊厳の推進者となる人を社会に送り出していくことこそ、南山学園の使命です。

南山大学附属小学校において「いじめ」について取り組む際には、常にこの教育のモットーに立ち戻って考える必要があります。本校において「いじめ」問題への取り組みは、教育のモットーに対する学びと一心同体です。児童・保護者・教職員が一丸となって、上に掲げた本学園の教育のモットーを学び、身につける中で、お互いの尊厳を大切にできる学校風土を創り出し、継承させていかなければなりません。

その際、私たちは、いじめについて、①どの児童にも起こりうること、②どの児童も、被害者にも加害者にもなりうること、を十分に認識する必要があります。そのうえで、全教職員が、教育のモットーを日々学び深めながら、児童一人ひとりの尊厳が守られるように、また、児童をいじめに向かわせないように、いじめの未然防止に取り組んでいきます。さらに、実際にいじめが起きてしまった場合には、いじめは絶対に許されないことを強く訴えながら、組織的に取り組んでまいります。

世界各国の教育の現場で「いじめ」の問題への取り組みが進むなか、日本においても「いじめ防止対策推進法」が施行されました（2013年9月）。本校においても、この機会に、児童指導上のこれまでの取り組みを明文化すると共に、今般の法律が求めるところにしたい、「南山大学附属小学校いじめ防止対策方針」を定めることにいたしました。

1. いじめの防止対策の基本的な方向に関する事項

1. 1. いじめの定義

2013年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」において、いじめは以下のように定義されています。

(定義)

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

文科省では、2006年度より、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において新しいいじめの定義を採用しています。

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(注1) 「いじめられた児童生徒の立場に立つて」とは、いじめられたとする児童生徒の気持ちを重視することである。

(注2) 「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注3) 「攻撃」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注4) 「物理的な攻撃」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注5) けんか等を除く。

(参考 URL <http://www.mext.go.jp/ijime/detail/1336269.htm>)

なお、最新の調査報告における「いじめの態様」項目は、以下の通りです。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ・その他

本校においても、文部科学省が定めるいじめの定義および態様について認識を共有し、行動します。

1. 2. いじめに対する理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる、無視等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、被害も加害も経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命または身体に重大な危険を生じさせることにもつながりかねません。

加えて、いじめについては、[加害—被害]という二者関係だけではなく、クラスやアフタースクール等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする者の存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払う必要があります。こうしたことから、いじめを許容しない雰囲気が集団全体に形成されるようにすることが必要です。

1. 3. いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

いじめの根本的な克服のためには、全児童を対象とした予防的な取り組みこそが大切です。本校においては、教育のモットーを学び深め、校訓を体現することのできる児童の育成に力をいれています。「かけがえのないあなたと私のために」全児童が行動できたならば、『いじめを生まない学校風土を創りあげることができる』と考えます。いじめの未然防止にあたり、この取り組みを一層充実させていかなければなりません。

(2) いじめの早期発見

いじめは、教職員が気づきにくく、かつ、判断しにくい形で行われることが多いものです。それゆえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを発見しようという姿勢が必要です。

さらに、スクールカウンセラーとも連携して教育相談の充実を図り、児童がいじめを訴えやすい体制を整えます。

(3) いじめに対する対処および連携

いじめがあることが確認された場合には、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、学校全体で組織的、継続的に対応します。

対応にあたっては、必要に応じて、心理、福祉、法律等の専門家との連携をはかりつつ、適切に対応します。

2. いじめ防止対策の内容に関する事項

2. 1. 学校におけるいじめ防止対策の組織

「いじめ防止対策推進法」においては、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織づくりについて以下のように定められています。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

上に定められているところにしたがい、本校では、以下の組織を設置します。

(1) いじめ防止対策会議

いじめの未然防止・早期発見・対処全般にわたり中核的な役割を果たす組織として、「いじめ防止対策会議」を設置します。会議の構成員および活動を以下の通りとします。

ア) 構成員

<校内構成員>

校長（議長）、副校長、教頭、指導司祭、生活指導部長、教務部長、研究・研修部長、入試・進路部長、家庭連携部長、事務長

※通常の校内分掌組織である「執行部会」が、必要に応じて、「いじめ防止対策会議」の校内構成員として活動します。

※校長は、必要に応じその都度、学年主任（学年担任団）、養護教諭、個々のいじめの事例に深く関わっている教職員等を出席させることが出来るものとします。

<校外構成員>

小学校担当理事、南山学園危機管理担当理事、スクールカウンセラー

※校外構成員の会議への参加については、個々の事例や進捗状況に応じて、校長がその都度判断し、要請するものとします。

※校長は、必要に応じその都度、心理、福祉、法律等の専門家の出席を求めるとします。

イ) 活動内容

本会議では、以下の事項について審議し決定します。

- ①「南山大学附属小学校いじめ防止基本方針」（以下、基本方針）の策定・実施に関する事項
- ②基本方針に基づく「年間指導全体計画書」の作成・実施に関する事項
- ③基本方針の実効性に関する点検評価・改善改訂に関する事項
- ④「いじめ調査・指導部会」の活動に関する事項
- ⑤いじめの認定に関する事項
- ⑥個々のいじめ事例に関する指導・支援体制に関する事項
- ⑦個々のいじめ事例に関する周知・報告に関する事項

（２）いじめ調査・指導部会

いじめの疑いがあることの報告・相談・通報があった場合、迅速かつ機動性をもって事実関係を調査する必要があります。また、調査結果に基づき、個々の事例に即して適切に支援や指導を行う必要があります。このため、いじめ防止対策会議の下に「いじめ調査・指導部会」を設置します。本部会の構成員および活動を、以下の通りとします。

ア) 構成員

生活指導部長（部会長）、（家庭連携部長）、担当学年教員

※通常の校内分掌組織である「生活指導部会」が、必要に応じて、「いじめ調査・指導部会」として機能します。

※個々の事案に迅速に対応するため、本部会は、部会長を含む3名以上の参集をもって成立することとします。

※調査および指導にあたり、生活指導部長は、個々の事例に即して、調査および指導に必要な人員を算定し、生活指導部会構成員と共に調査および指導に当たります。その際、必要に応じて、「生活指導部会」構成員以外の教職員に調査および指導への協力を依頼することができるものとします。

イ) 活動内容

本部会は、以下の活動を行います。

<いじめの未然防止・早期発見に関わる事項>

- ①いじめに関する定期アンケートを企画し、実施する。実施後、回答の集計分析を行い、結果報告書を作成し、いじめ防止対策会議に提出する。
- ②いじめに関する児童の特徴的なサインが分かる資料を作成し、教職員および保護者へ配付する。

<いじめ発生後の対処に関わる事項>

- ①いじめの報告・相談・通報を集約する。
- ②報告・相談・通報を受け、調査対象および調査方法を計画し、教頭の許可を得たうえで、実施する。
- ③調査実施後、速やかに調査報告書を作成する。その際、個々の事例に即した今後の支援・指導についても話し合い、計画の内容を盛り込む。作成後、いじめ防止対策会議に提出

する。

- ④いじめ防止対策会議の決定にしたがい、個々の事例における児童・保護者に対する支援、および防止に関わる指導を行う。
- ⑤個々の事例について、一定の支援・指導期間を経たのち、自己点検評価を目的とした事後報告書を作成し、いじめ防止対策会議に提出する。

2. 2. いじめの防止等に関する措置

2. 2. 1. いじめの未然防止

いじめの発生を未然に防ぎ、学校生活の中で互いに「かけがえのないあなたと私」であるような関係を構築できるよう、以下の活動に取り組んでいきます。

(1) 児童が主体となつてつくる活動

ア) あいさつ運動および異学年交流

児童が豊かな社会性を身につけ、心の通じ合うコミュニケーションができるように、積極的に異学年交流の機会を設けます。以下に挙げるような活動を実施していきます。なお、企画内容については年度ごとに検討を加え、必要に応じて変更することができるものとします。

- ①代表委員会を中心としたあいさつ運動や校訓を振り返る活動
- ②各種委員会が企画する異学年が交流できる集会活動（運動集会、音楽集会、お掃除集会、図書祭り 等）
- ③1年生と2年生がペアで行う学校探検
- ④1年生および2年生がペアで行く遠足
- ⑤3年生が行う1年生への掃除支援
- ⑥運動会での活動（学年縦割り応援合戦、縦割りリレー、縦割りの旗づくり 等）
- ⑦ランチ時における活動（学年縦割りでのランチ、ペア学年でのランチ、6年生が行う1年生へのランチ支援 等）
- ⑧教科における異学年交流（ペア学年への朗読劇の発表会 等）

イ) 学年交流およびクラス交流

児童が豊かな社会性を身につけ、心の通じ合うコミュニケーションを行うことができるよう、積極的に学年交流やクラス交流の機会を設けます。以下に挙げるような活動を実施していきます。なお、企画内容については年度ごとに検討を加え、必要に応じて変更することができるものとします。

- ①宿泊学習を通しての学年交流
- ②運動会での表現運動
- ③学習発表会での学年交流
- ④南山っ子タイムでのクラスでの自治的諸活動

(2) 教員が主体となつてつくる活動

ア) 日常的授業参観および授業研究会

児童が互いに認め合える人間関係を構築していくための工夫、互いに認め合うクラスの風土づくりの工夫を、教員同士が学び合う機会を積極的に設けます。以下に挙げるような活動を実施していきます。

- ①校内において日常的に授業を参観し合い、工夫や改善点等を学び合う。
- ②校内における授業研究会を実施し、工夫や改善点等を学び合う。

イ) 教育相談活動

以下のように、児童に対する教育相談活動を充実させます。

- ①教育相談係とスクールカウンセラーとが連携し、児童が相談しやすい相談体制を構築する。
- ②児童に対し、日常的な教育相談活動について積極的に知らせると共に、児童が利用しやすい相談室の環境整備を行う。

ウ) 宗教教育における道徳教育・人権教育

本校における宗教教育は、学園共通の「教育のモットー」を学び深め、本校の校訓を体現することのできる児童を育てることと不可分です。いじめの未然防止への取り組みにおいても、十分に役割を果たしていかなければなりません。

そのため、宗教科を中心としつつ、道徳教育や人権教育の要素を取り入れていきます。具体的には、以下に挙げるような活動を実施していきます。

- ①宗教の授業において、道徳教育や人権教育の要素を積極的に取り入れる。
- ②朝の祈り（ラウデス）等を通して、自他のかげがえのなさを学び深める機会を提供する。
- ③指導司祭や宗教科担当教員による個別・クラス・学年指導の機会を充実させる。
- ④その他、他の教科においても、必要に応じ適宜適切に、道徳教育および人権教育の要素を取り入れた授業展開を実施する。

エ) 保護者との連携

いじめの未然防止への取り組みをより効果的に行うため、保護者との連携を推進していきます。具体的には、以下に挙げるような活動を実施していきます。

- ①保護者会わかみどり総会において、学校の方針を説明する。
- ②『学校だより』を活用して、いじめの未然防止に対する啓発活動を行う。
- ③クラス懇談会において、話題を提供し話し合いの機会をもつ。
- ④保護者会わかみどりと連携し、人権に関する講演会を開催する。
- ⑤子育て支援講演会や子育て支援グループ等の活動を実施する。

2. 2. 2. いじめの早期発見

いじめは、教職員が気づきにくく、かつ、判断しにくい形で行われることが多いものです。また、児童の訴えが過少に評価されたり、多忙を理由に見過ごされたりしてしまう恐れもあります。これらの問題と向き合い、いじめ発生を早期に発見し、迅速かつ機動性をもって、適切に対処できるよう、以下の活動に取り組んでいきます。

(1) 教師が主体となる活動

ア) 徴候に関する知識の共有

いじめられている児童、いじめている児童の特徴的なサインは何か、ということについて、教職員および保護者の間で認識を共有しておくことが大切です。そのため、以下の活動を行うほか、必要に応じ、適宜適切に活動を追加していきます。

①毎年、児童の具体的なサインが分かる資料を作成し、教職員および保護者へ配付する。

イ) 定期アンケートの実施

いじめられていないかどうかを確かめるため、全児童・全保護者を対象に定期的なアンケートを以下の通り実施します。

①保護者に対しては、南山小通信でアンケートを実施する（11月）。

②児童に対しては、児童面談や振り返りカードにアンケートを加える（6月・11月）。

ウ) 教育相談週間の設定

アンケート実施後に「教育相談週間」を設定し、児童や保護者が相談しやすい環境づくりをすすめます。

①アンケート実施後に教育相談週間を設定し、周知する。

②希望する児童や保護者との面談を実施する。

エ) いじめ調査・指導部会

「いじめ調査・指導部会」において、定期アンケートの分析や教育相談の内容検討のほか、各学年等の有するいじめにつながりそうな情報、個別支援児童に関する情報を収集し、教職員間で共通理解をはかります。

①「生活指導部会」の場で、情報を定期的に共有する。

②学期ごとに「生活指導部会全体会」を開催し、共通理解をはかる。

オ) 情報の引き継ぎ

年度をまたいだ指導を円滑にすすめるため、新年度に向けた学年の引き継ぎ時において、確実に情報を引き継いでいきます。

2. 2. 3. いじめ発生時の対応の流れ

(1) 基本方針

いじめに関する報告・相談・通報がなされた場合の対応について、「いじめ防止基本方針の策定について(通知)」(25文科初第814号2013年10月11日)に添付された「いじめ防止等のための基本的な方針」には、次のように書かれています。

「いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。」

[「いじめ防止等のための基本的な方針」第2-3-(4)-3]

ここでは、速やかに組織的に対応すること、いじめを受けた児童の安全を確保すること、いじめた児童の成長に資するような指導を行うこと等、重要なポイントが示されています。本校においても、ここに示されたポイントをおさえつつ、本校の実情に沿った適切な対応を実施していきます。

(2) 対応の流れ

ア) 即時対応・報告

教職員は、度が過ぎた遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為をとめ、指導します。

そのうえで、必要と認めた場合には、クラス担任、学年主任、および生活指導部長に対し、行為の内容と指導内容を報告します。ただし、「いじめである」と判断する場合には、上記報告を必須とします。

イ) 相談や訴えに対する対応・報告

教職員は、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、速やかに執行部に報告します。

- ①児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。事実確認のために、児童および保護者に単独でさらに話を聴きとる場合も、その後は「組織的対応」に委ねる。
- ②いじめられている児童、及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③「どんなに小さな徴候も見逃さない」という観点から、相談や訴えの内容を、クラス担任、学年主任、および生活指導部長に速やかに報告する。

ウ) いじめ調査・指導部会

生活指導部長は、いじめと疑われる行為に関する報告、「いじめではないか」との相談や訴えに関する報告を受け、「いじめ調査・指導部会」を招集します。部会では、以下の手順で調査、指導、支援を行います。

- ①報告内容を書面（「事案報告書」）にて確認し、共有する。
- ②調査の規模（対象および方法）について話し合い、「調査計画書」を作成する。
- ③調査計画書を「いじめ防止対策会議」に提出し、承認を得る。
- ④調査を実施する。
- ⑤調査実施後、部会を招集し、調査結果を検討したうえで、（個々の事例に即した）今後の支援・指導計画を盛り込んだ「調査報告および支援指導計画書」を作成する。
- ⑥作成後、「いじめ防止対策会議」に提出する。
- ⑦「いじめ防止対策会議」の決定に従い、個々の事例における児童・保護者に対する支援、および防止に関わる指導を行う。
- ⑧個々の事例について、一定の支援・指導期間を経たのち、事後報告書（「支援指導に関する自己点検評価報告書」）を作成し、いじめ防止対策会議に提出する。

エ) いじめ防止対策会議

「いじめ調査・指導部会」より各文書（「調査計画書」「調査報告および支援指導計画書」「支援指導に関する自己点検評価報告書」）の提出を受けた時点で、校長が会議を招集します。

通常時においては、毎週行われる「執行部会」で、「いじめ防止対策会議」として振り替えて、取り扱うものとします。ただし、緊急を要する場合は、書面での持ち回り審議を行います。

また、個々の事例の進捗状況に応じ、必要がある場合は、校長が校外構成員および外部専門家の参加を要請したうえで、別途開催するものとします。[2. 1. (1) ア) 参照]

会議では、「いじめ調査・指導部会」から提出された各文書に基づき、当該事案に関する対応の流れを話し合い、以下に挙げる事項を審議し、決定します。会議後は、速やかに全職員へ報告し、情報の共有化をはかります。

- ①「調査計画書」の内容に関する事項
- ②「調査報告および支援指導計画書」の内容に関する事項（「いじめの認定」を含む）
- ③「支援指導に関する自己点検評価報告書」の内容に関する事項
- ④全職員への報告に関する事項
- ⑥学園および関係機関への報告に関する事項

さらに会議では、教育上必要と認められる場合には、児童の懲戒についても審議します。懲戒の決定は、（本会議としてではなく）小学校執行部会として行います。

2. 2. 4. いじめに関する調査・支援・指導の実際

(1) 調査

いじめに関する調査は、「いじめ防止対策会議」において審議・承認された「調査計画書」に基づき、「いじめ調査・指導部会」が中心となって実施します。

ア) 方法

調査には複数の教職員がかかわります。担当の教職員は、児童が話しやすいような雰囲気をつくるよう努めます。

イ) 対象

調査対象は、直接または間接的に関与している児童です。以下の点に配慮しつつ行います。これに加え、「重大事態」など、事実を明らかにするのに必要と認められる場合には、さらに段階的に全児童にまで広がります。

いじめられた児童から事実関係の聴き取りをする際には、「いじめられた児童にも責任がある」という考えではなく、「あなたが悪いのではない。」ということをはっきり伝えながら行います。

ウ) 報告

調査結果の報告を以下の通り行います。

- ①調査結果に関する情報を、いじめられた児童とその保護者に提供する。
- ②必要に応じて、保護者説明会を開催し、保護者に対して報告し説明する機会をもつ。
- ③調査結果は、南山学園に報告する。重大事態であるといじめ防止対策会議で判断された場合は、愛知県私学振興室に対しても報告を行う。
- ④いじめ防止対策会議に提出された「調査報告および支援指導計画書」および「支援指導に関する自己点検評価報告書」に基づき、随時、全教職員にいじめに関する情報を周知させる。

(2) いじめられた児童・保護者への支援

いじめられた児童・保護者への支援は、「いじめ防止対策会議」において審議・承認された「調査報告および支援指導計画書」に基づき、「いじめ調査・指導部会」が中心となって行います。

プライバシーに配慮しつつ、以下の手順で対応します。

ア) 事実関係の報告

調査の結果については、経過報告を含め、保護者に事実関係を伝えます。

イ) 安心・安全の確保

以下の方法で、いじめられた児童を守ります。

- ①複数の教職員でいじめられた児童の見守りをする。
- ②いじめられた児童にとって信頼できる人が寄り添うことのできる体制を整える。
- ③教育相談やカウンセリングを実施し、心のケアを行う。
- ④必要に応じ、いじめた児童を別室登校や出席停止にすることで、いじめられた児童が落ち

着いて学習や生活ができる環境をつくる。

(3) いじめた児童・保護者への支援と指導

いじめた児童・保護者への支援と指導も、同様に、「いじめ防止対策会議」において審議・承認された「調査報告および支援指導計画書」に基づき、「いじめ調査・指導部会」が中心となって行います。プライバシーに配慮しつつ、以下の手順で対応します。

ア) 事実関係の報告

調査の結果については、経過報告を含め、保護者に事実関係を伝え、理解と納得が得られるよう努力します。

イ) 支援・指導

いじめた児童に対する支援と指導を、以下の点を中心に行います。

- ①いじめは人間の尊厳を傷つける行為であり、決して許されない行為であることを理解させる。
- ②自分の行為を本校の校訓とつなげて振り返らせる。
- ③いじめられた児童の心を想起させ、いじめられた児童の苦痛に気づかせる。
- ④いじめに対する自己の責任を理解させ、相手に対してできることを考え、実行させる。
- ⑤いじめの行為自体に対しては毅然とした態度で臨むが、他方で、いじめた児童の内面を深く理解するように努め、いじめの要因となった心の問題や背景を共に考え、要因や問題に向き合うことができるよう、支援し指導する。
- ⑥対人関係を含め、今後の生活の仕方や生き方を考えさせる。

ウ) 保護者との面談

いじめた側の児童の保護者に対する支援について、以下の点に留意しつつ、面談を実施します。

- ①いじめの事実について、客観的な事実として冷静に伝える。
- ②いじめた側の児童の保護者が受けた衝撃をも理解し、その心情に配慮する。
- ③いじめを行った児童の内面や背景について考えることができるよう支援する。
- ④いじめた児童の成長に向けて支援と指導を行っていくことを約束し、そのための協力を要請する。
- ⑤心配なことは何でも学校と連絡を取り合うことを確認する。

エ) 出席停止および懲戒

いじめの状況に応じ、場合によっては出席停止、懲戒、警察との連携による措置を含めて対応します。

出席停止について、「いじめ防止対策推進法」には以下のように定められています。

(出席停止制度の適切な運用等)

第二十六条 市町村の教育委員会は、いじめを行った児童等の保護者に対して学校教育法第三十五条第一項（同法第四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童等の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。

なお、出席停止は懲戒行為ではなく、学校の秩序を維持し、他の児童生徒の教育を受ける権利を保障するために採られる措置です（「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について」[18 文科初第 1019 号 2007 年 2 月 5 日] 参照）。

懲戒について、「いじめ防止対策推進法」には以下のように定められています。

(校長及び教員による懲戒)

第二十五条 校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

懲戒の種類については、「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」[24 文科初第 1269 号 2013 年 3 月 13 日]において、以下のように説明されています。

ここでいう懲戒とは、学校教育法施行規則に定める退学（公立義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

（「1 体罰の禁止及び懲戒について」より抜粋）

(4) いじめが起きた集団への指導

いじめが起きた集団（クラスおよび学年）に対しては、以下の点に留意しつつ、指導を行います。

- ①自分が所属する集団で起きたいじめを自分の問題としてとらえさせる。
- ②いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ③はやしたてたり、見てみぬふりをしたりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ④クラスで話し合いの場をもち、いじめが起きていた時に表現できなかった思いをお互いに共有する場をもつとともに、いじめは決して許されない行為であり、いじめをなくそうとするクラス風土を醸成する。
- ⑤クラス担任は、クラスの児童が互いの尊厳を認め合う人間関係がもてるよう、集団づくりを進めていく。

(5) 関係機関への報告

いじめに関する調査から、重大事態であると判断された場合は、直ちに南山学園および私学振興室へ報告します。[2. 2. 4. (1) ウ) 参照]

(6) 継続指導

一つのいじめ事象が収束に向かったとしても、そこで取り組みが終了するわけではありません。全教職員に対し、いじめの事実関係と指導経過等を報告し、共通理解をはかります [2. 2. 4. (1) ウ) 参照]。そのうえで、見守りを継続することで、再発を防止すると共に、次のいじめの未然防止に努めます。

2. 2. 5. インターネットを通じて行われるいじめへの対応

近年、インターネット上で行われるいじめがますます深刻化しています。いうまでもなく学校での生活と家庭での生活とは密接に関連し合っていることから、家庭と学校との教育連携のもとで、対処していかなければなりません。

インターネットを通じて行われるいじめについては、未然防止に努めると共に、相談や通報があった場合、学校内で発生したいじめと同様に扱い、対応していきます。

(1) インターネット上の不適切な書き込みへの対応

インターネット上の不適切な書き込み（名誉毀損、プライバシー侵害等）については、被害の拡大を防ぐため、把握した時点で保護者に連絡し、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じます。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局または地方法務局に協力を求めます。また、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求めます。

(2) 情報モラル教育の推進

インターネットを通じて行われるいじめについては、教職員や保護者の目にふれにくく、発見しにくい現状にあります。このため、学校において情報モラル教育を一層推進するとともに、保護者に対しても、学校だより等を通じて情報モラル教育の啓発に努めます。

3. 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法では、いじめのうち、児童の生命や心身に重大な被害をもたらす「重大事態」について、以下の通り定められています。

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

さらに、本条文における「重大事態」の意味について、「いじめ防止基本方針の策定について（通知）」（25 文科初第 814 号 2013 年 10 月 11 日）に添付された「いじめ防止等のための基本的な方針」には、次のように説明されています。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第 1 号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第 2 号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

[「いじめ防止等のための基本的な方針」第 2-4-(1)-1) -1]

本校においても、上記事項をふまえ、重大事態が発生した場合には、「学校の設置者」である南山学園の指示のもと、対応いたします。

(1) 重大事態発生時に調査を行う組織

本学園は、重大事態が発生したときは、速やかに当該重大事態にかかわる調査を行う組織を設置します。

重大事態の調査には、学校が主体となって行う場合と、学校の設置者が主体となって行う場合がありますが、学校が主体となって行うという判断がなされた場合は、学園の指示の下、本校が設置している組織「いじめ防止対策会議」、およびその下にある「いじめ・調査指導部会」がこれを行います。

(2) 重大事態の報告

ア) 愛知県私学振興室への報告

重大事態が発生した場合は、学園の指示の下、発生の事実を速やかに愛知県私学振興室に報告します。

イ) 調査報告書の提出

重大事態の調査を学校が主体となって実施した場合は、速やかに報告書を作成し、学園に提出します。

4. その他の留意事項

その他、いじめに対する取り組み（いじめの未然防止、早期発見、調査・報告、支援・指導）にあたり、以下の各事項に留意いたします。

(1) 基本方針の公開および見直し

「南山大学附属小学校いじめ防止基本方針」については、本校ウェブページ上にて公表いたします。

(2) 基本方針の見直しと改善

「南山大学附属小学校いじめ防止基本方針」について、国の「いじめ防止対策推進法」の施行3年後見直し時に合わせ、見直しをいたします。

その他、現状や課題に応じ、改善が必要と認められる場合には、随時、見直しをいたします。

(3) 校内研修の充実

いじめの未然防止、早期発見、迅速かつ的確な対応が出来るよう、以下の通り教職員を対象とした校

内研修を充実させます。

ア) 共通理解

「南山大学附属小学校いじめ防止基本方針」を活用した研修を実施し、いじめ問題の対応について全教職員で共通理解を図ります。

イ) 校長による研修

本校の教育のモットーについて、その根底にあるキリスト教の理解を含め、一層理解を深めることができるよう、校長による研修を定期的に行います。

ウ) 専門家による研修

精神科医や臨床心理士を講師に招き、児童理解や保護者理解を促進する研修を行います。

(4) 保護者との連携

「いじめ防止対策推進法」は学校および保護者の責務について、以下のように定めています。

(学校及び学校の教職員の責務)

第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
- 3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- 4 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

校内のアトリウム、聖堂、各教室に設置されている聖家族像に象徴されるように、本校では、家庭と学校とが互いに連携を深め協力しながら、子どもを養育し教育していくことを「教育の特色」としてしています。いじめを未然に防止し、早期に発見し、さらに発生後、適切な支援と教育を実施するためにも、保護者との連携は欠かせません。

このため学校は日頃から、「南山大学附属小学校いじめ防止基本方針」に対する理解を深めていただけるよう努力いたします。また、家庭への電話連絡等により、日頃からの緊密な情報交換に努めます。さらに、保護者会わかみどりとの連携、「学校だより」「学年通信」の発行等を通じ、教育連携を深めていきます。

(5) 地域との連携

私学である本校は、広域から児童が通学してくるため、特定の学区をもちません。他方、近隣の名古屋市立八事小学校とは、登下校を中心に連携しています。また、南山学園関係者を中心として、「南山小見守り隊」を組織し、登下校の見守り活動を行っています。登下校中のいじめを疑われる事態については、いつでも学校へ連絡できる体制が整っています。

(6) 関係機関との連携

いじめ問題への対応において、児童に必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、以下の通り関係機関と適切な連携をはかります。

ア) 私学振興室

重大事態について愛知県私学振興室に報告いたします。

イ) 警察

下記のような事態には、警察と連携します。

- ①児童の生命や心身または財産に重大な被害が疑われる場合
- ②犯罪等の違法行為がある場合

ウ) 児童相談所

下記のような事態には、児童相談所と連携します。

- ①家庭の養育状況がいじめの背景にある場合

エ) 南山大学保健室

いじめへの取り組みとして、南山大学保健室と連携します。

- ①精神症状についての治療および対応への助言
- ②関係児童の精神保健に関する助言

(7) 学校評価と教員評価

定期的実施される児童・保護者対象のアンケートの結果を参考に、日頃の教育活動を点検し、改善をはかります。また、教員を対象とした自己点検アンケートを実施し、学校の在り方について点検します。

(8) 校務の効率化

教職員が児童とじっくりと向き合い、相談しやすい環境をつくるためには、時間の確保が欠かせません。このため、一部の教職員に過重な負担がかからないよう、校務分掌のあり方を定期的に見直していきます。また校内での会議を精選するなど、校務の効率化をはかります。

(以上)

いじめ対応フローチャート

<いじめの未然防止>

- いじめ資料作成 保護者・教職員へ配付

<いじめの未然防止・早期発見対策>

- いじめ定期アンケート 実施・分析

いじめの発見

教職員から → クラス担任 → 学年主任 → 生活指導部長
 児童・保護者から → クラス担任 → 学年主任 → 生活指導部長

**「いじめ調査・指導
部会」を招集
(生活指導部長)**

いじめ調査・指導部会

- ① 報告内容を事案報告書にて確認
- ② 調査規模（対象および方法）について話し合い、『調査計画書』を作成
- ③ 調査計画書を「いじめ防止対策会議」に提出し、承認
- ④ 調査の実施
- ⑤ 調査実施後、『調査報告および支援指導計画書』を作成
- ⑥ 「いじめ防止対策会議」に提出
- ⑦ 「いじめ防止対策会議」の決定に従い、児童・保護者に対する支援および防止に関わる指導
- ⑧ 一定の支援・指導期間を経たのち、『支援に関する自己点検評価報告書』を作成
- ⑨ 「いじめ防止対策会議」に提出

**「いじめ防止
対策会議」を
招集（校長）**

いじめ防止対策会議

- ① 『調査計画書』の内容に関する事項
- ② 『調査報告および支援指導計画書』の内容に関する事項
- ③ 『支援指導に関する自己点検評価報告書』に内容に関する事項
- ④ 全職員への報告に関する事項
- ⑤ 学園および関係機関への報告に関する事項